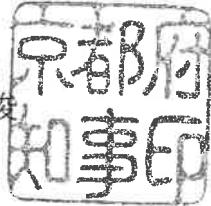


元エ第58号

令和元年6月7日

京都府環境審議会会長様

京都府知事 西脇 隆俊



京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直し
について（諮問）

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成27年京都府条例第42号）の見直しに当たり、同条例第28条第2項の規定により、貴審議会に下記のとおり諮問します。

記

1 諒問事項

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しに係る基本的な考え方

2 諒問理由

再生可能エネルギーの導入等促進プランの目標年度である2020年度が到来し、また同年度末をもって京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部の規定（再生可能エネルギー導入計画認定制度）が失効を迎えるに当たり、再生可能エネルギーを取り巻く状況変化等を踏まえ、環境保全など幅広い観点から、同条例の見直しに係る基本的な考え方について御審議いただきたく、貴審議会に諮問するものであります。

3 経過・背景

本府においては、再生可能エネルギーの導入等を促進することが、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要であることから、府が、再生可能エネルギーの導入等に関する施策を実施することにより、府内のエネルギーの供給源の多様化及び再生可能エネルギーの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成27年7月に京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例を制定しました。

また、同年12月には、同条例に基づき、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を実施するための計画（再生可能エネルギーの導入等促進プラン）を策定し、2020年度までに府内の総電力需要量の12%を地域独自の再生可能エネルギーでまかなうことを目標に設定し、目標達成に向け、府内の省エネによる電力需要量の削減と再生可能エネルギーの導入の促進を図る総合的な施策に取り組んでまいりました。

この間、SDGsを掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の国連採択や、世界全体で今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡の達成を目指す「パリ協定」の発効等により、世界的に脱炭素化への機運が高まるとともに、RE100への参画など再生可能エネルギーを積極的に調達しようとするといった需要家ニーズの多様化も進展しています。

国においては、2018年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すことが明確に打ち出されたところですが、国内における再生可能エネルギーを取り巻く状況は大きく変化ってきており、例えば、太陽光発電は発電コストが急速に低減し、コスト競争力のある電源となりつつある一方、FIT制度（再生可能エネルギー固定価格買取制度）による国民負担の増大が課題となり、2020年度末までには同制度の抜本見直しも予定されています。